R3 東峰村の補助金一覧

が最の皆さんがご知思いではHS補助事業を一環にしました。 難しい内容についてはそれぞれの担当無にお尋ね下さい

子育て

福祉

(高齢者福祉等)

村づくり・ 人づくり

くらし

農林業振興

商工観光·道路· 防災·災害対策

1 子育て支援金

2 私立幼稚園就園奨励費(廃止)

3 就学援助費

4 修学資金利子補給金

5 子育て支援団体補助金

6 いきいきサロン事業

7 敬老事業補助金

8 鍼灸・マッサージ補助金

9 免許証自主返納支援事業

10 高齢者外出支援タクシー利用助成事業

11 福祉タクシー料金助成

12 西鉄路線バス特別定期券購入助成

13 配食サービス

14 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

15 高齢者住宅改造助成事業

16 在宅支援事業(介護用品(おむつ)支給事業)

17 在宅ねたきり老人等介護手当

18 通学定期券助成

19 高齢者安全運転装置設置補助金

20・21 協働の村づくり基金事業

22 大人みらい支援塾補助金

23 女性かがやき隊補助金

24 生き・活き基金助成事業

25 資格取得補助金(スキルアップ支援事業)

26 空き家改修補助金(空き家バンク事業)

27 引越し支援補助金(空き家バンク事業)

28 家財道具等処分補助金(空き家バンク事業)

29 集落ふれあい奨励金(空き家バンク事業)

30 老朽危険空き家解体補助金(空き家バンク事業)

31 木造戸建て住宅耐震改修補助金

32 合併処理浄化槽設置整備補助金

33 古紙等集団回収奨励金

34 太陽光発電システム及び住宅用薪ストープ設置費補助金

35 新規就農支援補助金

36 農地バンク活用補助金

37 水稻種子更新事業

38 土づくり推進事業

39.40 振興作物推進事業

41 振興作物推進環境整備事業

42·43·44·45 小規模農地維持保全事業

46 特用林産物生産支援

47 林業基盤整備事業

48·49 有害鳥獣対策事業

- 50 創業支援事業
- 51 新規雇用拡大支援事業
- 52 弟子入り支援事業
- 53 観光プロモーション事業
- 54 イベント拡充事業
- 55 がけ地近接等危険住宅移転補助金
- 56 道路基盤整備事業
- 57 里山生活空間·地域防災事業
- 58 プロック塀等撤去費補助金
- 59 小規模治山事業
- 60 農地自力復旧事業補助金
- 61 ポンプ購入費補助金

62 農地·農業用施設災害復旧関連補助事業



【子育てに関する補助金】

子育て支援金

(出生祝金、入学時支援金)

担当課 住民税務課 (74-2311)

◆こんなとき

子の出生や、小・中学校、高等学校等入学時に支援金 を支給します

★内容

子育て世代の移住を促進するとともに、子育てにかか る負担の軽減を図ることを目的としています

■助成額等

子どもの出生・・・10万円 子どもの小学校入学時・・・10万円 子どもの中学校入学時・・・10万円 子どもが高等学校等に中学校卒業年と

同年に入学時・・・10万円

(それぞれに支給要件が有ります)

【子育てに関する補助金】

3 就学援助費

担当課

教育課(72-2301)

◆こんなとき

経済的理由で学校への支払いが困難な場合

★内容

給食費や学用品、医療費、校外活動費、修学旅行費等の費用を援助します

■助成額等

国の定める交付要綱に準じて算出した額を助成します

【福祉に関する補助金】

5 子育て支援団体補助金

担当課

保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき

子育て支援団体が子育てに関する学習や交流会を行う とき

★内容

村内の公共施設や公民館等において、中学生以下の子供をもつ保護者を対象に参加を募り、子育てに関する学習や情報交換、交流を行った場合に補助金を交付します

※団体は事前に登録が必要です

■助成額等

1団体につき年間10万円を上限(内容によっては補助の対象外あり)

【子育でに関する補助金】

2 私立幼稚園就園奨励費 【廃止】

担当課 教育課 (72-2301)

◆こんなとき

ム立幼稚園に入園したとき

※ 令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、新たな給付による保育料等の保護者負担軽減が講じられているため、幼稚園就園奨励費は廃止となりました。

■助成額等

国の定める交付要綱に進じて算出



【子育てに関する補助金】

4. 修学資金利子補給金

担当課 教育課 (72-2301)

◆こんなとき

高校・大学等に在学し、日本学生支援機構及び指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、筑前あさくら農業協同組合)から修学資金を借り入れたとき

★内容

借入金返済に係る利子分を補給金として助成します

■助成額等

下記基準額の範囲内に係る利子分を8年間助成(上限利率3%)

- ・ 高校 30万円×正規の就学年数
- ・大学等で日本学生支援機構から借り入れたとき 36万円×正規の就学年数
- ・大学等で指定金融機関から借り入れたとき 100万円

【福祉に関する補助金】

δ いきいきサロン事業

担当課 保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき

見守り・ふれあいネットワークを構築することを目的 として、「いきいきサロン」を実施したとき

★内容

地域の支援者(団体)が地域の公民館、集会所又は個人宅等において、対象者(65歳以上の高齢者)を招き、茶話会・食事会等のふれあいの場づくり、軽体操・ゲーム・レクリエーション等を行った場合に補助金を交付します(団体は事前の登録が必要です)

■助成額等

サロン1回の開催(おおむね5名以上での実施)につき、1名500円を補助します。補助は月1回、年12回まで

_

【福祉に関する補助金】

7 敬老事業補助金

担当課 保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき 敬老事業を行ったとき

★内容

地域福祉活動の推進を図ることを目的とした、敬老事業を行った地区、公民館、団体へ補助金の交付を行います

■助成額等

70才以上の対象者1人つき1,000円交付します (年1回とします)

【福祉に関する補助金】

β 鍼灸・マッサ―ジ補助金

担当課 保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき 鍼灸・マッサージを受けたいとき

★内容

国民健康保険、後期高齢者医療被保険者を対象に申請によりマッサージ券を支給。券を利用できるところは、 辻施術院、ほうしゅやま整体院、さとわCOT.、東峰鍼 灸院となっています

■助成額等

一回の申請につき、1枚900円の助成券を5枚支給 します

申請は年6回まで

【福祉に関する補助金】

Q 免許証自主返納支援事業

担当課 総務課

(72-2311)

◆こんなとき

65歳以上の方が運転免許証を自主返納したとき

★内容

高齢者の交通事故の未然防止を図るため運転免許証を 自主返納した方にタクシー券を交付します

■助成額等

返納後1回限り、3万円分のタクシー利用券を交付(200円×150枚)

- ※交付の日から1年間有効
- ※10番の外出支援タクシー助成事業との併用可能

【福祉に関する補助金】

10 高齢者外出支援タクシー 利用助成事業

担当課 保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき

福祉タクシーに該当しない高齢者がタクシーを利用するとき

★内容

65歳以上で、自動車運転免許証と自家用車を有さない方を対象にタクシー料金の「助成券1枚500円」を 交付します

■助成額等

1ヵ月10枚×12ヵ月(最大120枚交付) ※申請月によって交付枚数が変わります

【福祉に関する補助金】

11 福祉タクシー料金助成

担当課 保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき

障害者手帳などの所持者がタクシーを利用するとき

★内容

以下の手帳所持者に1枚500円の「タクシー利用 券」を交付します。

- 療育手帳(障害の程度がA判定)
- 身体障害者手帳(1級又は2級)
- 精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)

■助成額等

1ヵ月10枚×12ヵ月(最大120枚交付) ※申請月によって交付枚数が変わります

【福祉に関する補助金】

12 西鉄路線バス特別定期券 購入助成

担当課 保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき

65歳以上の高齢者及び学生が特別定期券購入したとき

★内容

西鉄バス(株)が発行するグランドパス65及びエコルカードの購入者に、定期券の助成をします

■助成額等

定期券の期間に応じ次の通り助成

- 1ヵ月:1回2,000円、年4回まで
- ・2~6ヵ月:1回4,000円、年2回まで
- ・1年:1回8,000円まで

【福祉に関する補助金】

13 配食サービス

担当課 保健福祉課 (74 - 2311)

◆こんなとき

高齢、障害、傷病等の理由により食事の調理が困難で 配食サービスが受けたいとき

★内容

自立支援の観点からサービスの利用することが適切で あると認められる方に、毎週2回までの夕食を配食しま d

希望される方は社会福祉協議会(74-2012)に お尋ねください

■助成額等

食材費540円のうち340円(63%)を補助しま

【福祉に関する補助金】

高齢者住宅改造助成事業

担当課

保健福祉課 (74 - 2311)

◆こんなとき

介護保険要支援・要介護の認定を受けているもの若し くは障害者が住宅の改造を行うときで、世帯生計中心者 の住民税及び前年度所得税課税年額が非課税の世帯に属 する者が対象となります

★内容

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所 等において、在宅の高齢者等が利用する部分に関する改 造を行う場合に助成を行います

介護保険等の住宅改修費の申請(予定)額が限度額に 達している場合などの要件があります

■助成額等

助成額は30万円を限度として助成します

【福祉に関する補助金】

在宅ねたきり老人等

担当課

保健福祉課 (74 - 2311)

◆こんなとき

要介護5の方を在宅で、常時介護しているとき

★内容

要介護5の者(ねたきり老人等)を同一住所地で、常 時介護している方へ手当を支給。ただしショートステイ 利用した日数は介護日数に含めません

■助成額等

1人につき月額1万円の手当を支給します。ただし、 介護日数が15日未満の場合においては、2分の1の額 の支給となります

【福祉に関する補助金】

寝具類等洗濯乾燥 消毒サービス

担当課 保健福祉課 (74 - 2311)

◆こんなとき

概ね65歳以上の独居世帯・高齢者世帯・障害疾病等 による寝たきりの方を対象に清潔で快適な在宅生活が出 来るよう支援します

★内容

寝具類の洗濯・消毒等を行います

実施時期等がありますので、希望される場合は社会福 祉協議会(74-2012)にお尋ねください

■助成額等

洗濯の量(点数)により918円~1,166円の負 担をしていただきます

【福祉に関する補助金】

在宅支援事業 (介護用品(おむつ)支給事業

担当課 保健福祉課 (74-2311)

◆こんなとき

在宅高齢者の介護でおむつが必要なとき

★内容

在宅65歳以上で介護認定を受けている、村民税非課 税の方を対象におむつを支給します

■助成額等

下記を上限におむつを支給します。

非課税世帯 課税世帯(本人非課税) 6,000円分/月

3,000円分/月

【福祉に関する補助金】

通学定期券助成

担当課

保健福祉課 (74 - 2311)

◆こんなとき

学生が通学用定期券を購入したとき

★内容

公共交通機関を利用して通学する方の定期券購入に対 し助成をします

■助成額等

助成金の額は、購入した金額の3割以内とし上限を次 のとおりとします

鉄道 年 24,000円

路線バス

年 42,000円

高速バス

98,000円

【交通安全(福祉)に関する補助金】

高齢者安全運転装置設置 促進事業補助金

総務課 (72 - 2311)

◆こんなとき

65歳以上の方が運転する車に、安全運転装置の取り 付けを行うとき

★内容

高齢者の交通事故の未然防止を図るため、自家用車へ の安全運転装置の取り付けに要する費用の一部を補助し ます。

■助成額等

取り付け費用の2分の1を補助(上限3万円)非課税 の方は補助金額が取り付け費用の3分の2(上限4万 円)※国のサポカー補助金との併用は不可

【地域協働に関する補助金】

地域協働の村づくり基金事業担当課 (地域コミュニティ活性化事業)

総務課

(72-2311)

◆こんなとき

行政区や集落、地域づくり団体等が地域活性化のため の取り組みを行うとき

★内容

助成対象者:集落や地域づくり団体等 安全安心な暮らしを確保したり、美しい地域づくり、 生きがいづくり、文化継承など、地域の活力を生み出す ことに資する事業に対して補助します

■助成額等

助成対象経費の 10/10以内(上限30万円)

【社会教育に関する補助金】

女性かがやき隊補助金

担当課

教育課

(72-2301)

◆こんなとき

村内の女性グループ(5名以上)が地域活動を行うと き

★内容

女性団体が、花植え等の環境美化やその他教養の向上 を図る活動に係る経費の一部を補助します

■助成額等

1活動につき2万円を上限とします

【地域協働に関する補助金】

地域協働の村づくり基金事業担当課 (協働による村づくり事業)

総務課

(72 - 2311)

◆こんなとき

行政区や集落等が抱える課題解決のためや自主防災組 織の育成啓発を行うとき

★内容

助成対象者:行政区及び隣組等の集落 集落等の課題解決及び地域の魅力を高める事業や自主 防災組織の育成・啓発事業に対して補助します

■助成額等

地域計画作成および自主防災組織にかかる事業 助成対象経費の 10/10以内(上限20万円) 認定された地域計画に基づく事業 年度毎対象経費の 10/10以内(上限なし)

【社会教育に関する補助金】

?? 大人みらい支援塾補助金

担当課

教育課 (72-2301)

◆こんなとき

自主的に集い学びの場を設け、教養の向上等を図る活 動を行うとき(概ね10名以上のグループ)

★内容

自主的な教養講座の実施に対し、講師謝金等の一部を 補助します

■助成額等

1事業につき2万円を上限とします

【人材育成に関する補助金】

生き活き基金助成事業

担当課

総務課 (72 - 2311)

◆こんなとき

本村の振興・活性化を図るため、産業、経済、文化教 育、福祉等各分野の指導者・後継者の育成と、豊かで活 力ある地域づくりに貢献する創造性豊かな人材を育成す るための事業を行うとき

★内容

■助成額等

以下の各号に掲げる事 業に対し助成します。 (1) 先進地視察研修やシ ンポジウムなどへの参加 (2) 研修会、講演会、シ

と上限額の範囲内で助成 (1)4分の3 20万円上限 (2)4分の3 30万円上限

選考委員会で採択された 事業で各号に定める助成率

ンポジウムなどの開催 (3) 指導者・後継者育成

(3)4分の4 20万円上限

高度技術者養成事業 (4)

20万円上限 (4)4分の4

(5) 指導者育成事業

10万円上限 (5)2分の1

【人材育成に関する補助金】

25 資格取得補助金 (スキルアップ支援事業)

担当課 農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき

村民が国家資格及び技能検定などの資格を取得したと き(対象となる国家資格及び技能検定の種類ついては農 林観光課までお尋ね下さい)

★内容

仕事の広がりを支援するため、資格取得に係る経費の 一部を補助します

- (1) 資格取得に係る受講料(教材費も含む)
- (2) 資格等の受験料
- (3) 資格等の登録料

■助成額等

係る経費の2分の1以内とし、求職者、非正規雇用者 及び学生等は5万円を上限、正規雇用者は2万5千円を 上限とします

【移住・定住に関する補助金】

77 引越し支援補助金

担当課

企画政策課 (72-2311)

◆こんなとき

「空き家バンク」に登録された物件に引っ越したとき

★内容

引越しに要した経費(領収書等証明書類のある物)の 一部を補助します

■助成額等

10万円を上限とします

【移住・定住に関する補助金】

29 集落ふれあい奨励金

(集落ふれあい促進事業)

担当課 企画政策課

(72 - 2311)

◆こんなとき

「空き家バンク」を活用して、集落(小組合)に移住者が来たとき

★内容

移住者の集落への溶け込みを推進し、地域を理解して もらうための活動(交流会)に対して奨励金を支給しま す

■助成額等

一律3万円を支給します

【移住・定住に関する補助金】

26 空き家改修補助金

担当課

企画政策課 (72-2311)

◆こんなとき

村内において、東峰村空き家バンク事業に登録された 物件の賃貸借契約が成立した後に、空き家を改修すると き

★内容

村への移住を円滑に行うため、村内事業者が施工した 空き家の機能向上のために行う修繕、模様替え又は設備 の改善等に係る改修費の一部を補助します

■助成額等

改修に要した費用の2分の1で、50万円を上限とします

【移住・定住に関する補助金】

28 家財道具等処分補助金

(空き家家財道具等処分費助成)

担当課

企画政策課 (72-2311)

◆こんなとき

村内において、東峰村空き家バンク事業に登録された 物件の賃貸借契約が成立した後に、物件の家財道具等の 整理、処分を行うとき

★内容

村内事業者が施工した家財道具の整理、処分及び屋内外の清掃費用について補助します

■助成額等

10万円を上限とします

【移住・定住に関する補助金】

30 老朽危険空き家解体補助金

担当課

企画政策課 (72-2311)

◆こんなとき

村内において、東峰村空き家バンク事業に登録できなかった物件の解体を行うとき

★内容

村への定住を円滑に行うため、不活用空き家の解体にかかる費用の一部を補助します

※解体後の土地については、空き家バンク(土地)に 登録する必要があります

※土砂災害特別警戒区域(レットゾーン)は補助対象 外です

■助成額等

解体に要した費用の2分の1で50万円を限度とします

【建築に関する補助金】

31 木造戸建て住宅耐震 改修補助金

担当課

総務課 (72-2311)

◆こんなとき

昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造 住宅の耐震化を図るための補強工事を行うとき

★内容

木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助します

■助成額等

耐震改修工事に要する額の40%に相当する額(上限60万円)

【環境・衛生に関する補助金】

3.3 古紙等集団回収奨励金

担当課

住民税務課 (74-2311)

◆こんなとき

団体で資源の有効利用や清掃意識の向上を目的として、 定期的・継続的に古紙等を集団で回収を行うとき

★内容

事前に団体登録をして村が認めた団体に対し、集団回収した古紙等1kgあたり上限7円を乗じた額を交付します

■助成額等

集団回収量1kgあたり7円を乗じて得た額から業者買取金額を差し引いた額

【農業支援に関する補助金】

35 新規就農支援補助金

担当課

農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

村内に在住し、初めて農業をしようとする方へ

★内容

新規就農者に対し、研修等を受け、村内において継続的に農業を行う方へ生活費の一部として支援します

■助成額等

一人1ヶ月80,000円を上限として補助

【環境・衛生に関する補助金】

2 合併処理浄化槽設置 整備補助金

担当課 住民税務課

(74 - 2311)

◆こんなとき

村内において、住宅の用途で合併処理浄化槽を設置するとき

★内容

人槽及び地域等に応じて、それぞれ一定額の補助を行います

■助成額等

小石原地区(住宅、店舗併用住宅、店舗)5人槽~10人槽70万8千円~164万8千円

11人槽~50人槽 1,878千円~4,116千円

・小石原鼓、宝珠山、福井地区(住宅、店舗併用住宅)5人槽~10人槽 53万1千円~123万6千円※基数は、全地区予算の範囲内です

※上記金額は、R4年3月31日までです

【新エネルギーに関する補助金】

34 太陽光発電システム・住宅用 担当課 薪ストーブ設置費補助金 農林

農**林観光**課

◆こんなとき

太陽光発電設備・住宅用薪ストーブを設置しようとするとき

★内容

住宅用の屋根等に太陽光発電システム(公称最大出力の合計値が10kw未満のもの)の設置及び住宅用薪ストープを購入した時に補助します

■助成額等

•太陽光発電

出力1kwあたり2万5千円で10万円を上限

・住宅用薪ストーブ 対象経費の25%以内で10万円を上限

【農業支援に関する補助金】

36 農地バンク活用補助金

担当課

農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

登録された耕作放棄地(農地バンク)を借りて耕作し ようとするとき

★内容

登録された農地(耕作放棄地等)を借りて耕作しようとした方へ補助金を交付します

■助成額等

10アール当たり10,000円/年(1年目) 10アール当たり5,000円/年(2・3年目)

※最大3年間を限度とする

【農林業振興に関する補助金】

37 水稲種子更新事業

担当課 農**林観光課** (72-2313)

◆こんなとき

水稲種子更新のため購入したとき

★内容

安心・安全な農産物生産のため水稲種子更新に係る種子購入に対し補助します(精算払)

■助成額等

補助率: 40%以内

【農林業振興に関する補助金】

39 振興作物推進事業 (種子·苗等購入助成)

担当課 農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき

振興作物の出荷を増大するために種子・苗等を購入したとき

★内容

JAからの振興作物【チンゲンサイ、ほうれん草、トマト、こしょう、庭先野菜、レンゲ種子、山椒・柚子・栗・とよみつひめ・カボス・銀杏(苗木は5本以上)】の苗等の購入に対し補助します(精算払) ※JA等の生育講習をご受講下さい。

■助成額等

補助率:50%以内

【農林業振興に関する補助金】

41 振興作物推進環境整備事業 (ビニールハウス設置助成)

担当課 農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき

振興作物の出荷増大と安定的栽培を図るためビニール ハウスを新設・更新しようとしたとき

★内容

振興作物を出荷するためビニールハウスの設置(新設・建て替え・ビニールの張り替え)に対する補助です

■助成額等

① 補助率:50%以内とし限度額45万円

※自然災害により倒壊した場合

②補助率:70%以内、限度額なし

ただし、以下3つの要件をすべて満たす場合のみ

- 1) 国・県事業対応できない場合
- 2) 取得から10年以内かつ施設共済加入済み
- 3) 復旧後10年間の共済加入

【農林業振興に関する補助金】

38 土づくり推進事業

担当課 農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

有機農業による土づくり推進の為、牛ふん堆肥の購入 したとき

★内容

土づくりのためJAで購入した牛ふん堆肥に対し購入 費の補助をします(精算払)

■助成額等

補助率:40%以内

【農林業振興に関する補助金】

40 振興作物推進環境整備事業 (予冷庫購入助成)

担当課 農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき

野菜収穫の効率化と鮮度維持を図るため予冷庫を購入しようとしたとき

★内容

振興作物のため新規に予冷庫を購入した費用に対し補助します(なお、米の低温庫は対象外です)

■助成額等

補助率:50%以内

※前年末の要望調査において申請者のみ対象

【農林業振興に関する補助金】

42 小規模農地維持保全事業 (畦コン・暗渠排水工事)

担当課農林観光課

◆こんなとき

農地(畔や石垣等)の劣化・崩壊を未然に防ぎ、管理作業の省労力化を図ろうとしたとき

★内容

畦畔コンクリート及び暗渠排水工事に係る補助です

■助成額等

補助率:30%以内 限度額20万円

(暗渠排水工事に限り50万円)

※前年末の要望調査において申請者のみ対象

【農林業振興に関する補助金】

43 小規模農地維持保全事業 (間詰めコンクリート工事)

担当課 農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき

農地(畔や石垣等)の劣化・崩壊を未然に防ぎ、管理 作業の省労力化を図ろうとしたとき

★内容

農地石垣の間詰めコンクリート工事に係る補助です

■助成額等

補助率50%以内 補助対象事業費3,500円/㎡以内

※前年末の要望調査において申請者のみ対象

【農林業振興に関する補助金】

45 小規模農地維持保全事業 (農道·用排水路改良等補助

担当課 農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

受益者2戸以上共同で農地の維持を図ろうとしたとき

★内容

農道、用排水路の新設や改良にかかる補助です

■助成額等

補助率:30%以内 限度額20万円

※前年末の要望調査において申請者のみ対象

【農林業振興に関する補助金】

47 林業基盤整備事業 (作業路開設補助)

担当課 農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

山林の木材搬出に必要な作業路を開設したいとき

★内容

山林の作業路開設に対する経費を補助します なお、森林組合もしくは2戸以上の団体が補助の対象 となります

■助成額等

補助率:60%以内とし予算の範囲内で助成します

【有害鳥獣対策に関する補助金】

49 有害鳥獣防護対策事業 (電柵·防護柵購入補助) 担当課 農林観光課

◆こんなとき

有害鳥獣から農林産物被害防止をしようとしたとき

★内容

電気柵及び防護柵の購入に対し補助をします

■助成額等

補助率50%以内

電気柵 限度額3万円、共同設置の場合は限度額6万円 防護柵 限度額5万円、共同設置の場合は限度額8万円

【農林業振興に関する補助金】

44 小規模農地維持保全事業 (農道舗装原材料費補助)

担当課 農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

受益者2戸以上共同で農地の維持を図ろうとしたとき

★内容

農道舗装にかかる原材料費を補助します

■助成額等

補助率:70%以内

※前年末の要望調査において申請者のみ対象

【農林業振興に関する補助金】

46 特用林産物生産支援

担当課 農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき 椎茸出荷者へ生産量の増大を図ろうとしたとき

★内容

椎茸出荷者へ種菌の購入に対し補助をします

■助成額等

種駒1個1.5~2円 菌床補助 限度額あり

【有害鳥獣対策に関する補助金】

48 有害鳥獣駆除対策

担当課 農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

狩猟免許取得を図ろうとしたとき、もしくは駆除員の 保険等経常的な経費を支出しようとしたとき

★内容

免許取得に係る経費及び既取得者へハンター保険等の 補助をします

■助成額等

対象経費の全額

【商工振興に関する補助金】

50 創業支援事業

担当課

農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき

村内で創業するとき

★内容

創業に係る経費を補助します

■助成額等

補助率50%以内(上限50万円)

【商工振興に関する補助金】

51 新規雇用拡大支援事業

担当課 農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

村内企業が新たに人を雇用し従業員数が増加したとき (退職者・離職者の補充を除く)

★内容

新規雇用の6か月後に村に申請

■助成額等

• 正社員

村内者 25万円/人、村外者 15万円/人

• パートタイマー

村内者 15万円/人、村外者 10万円/人

※1事業者あたり50万円を上限とする

【観光振興に関する補助金】

53 観光プロモーション事業

担当課

農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

団体において、観光客の誘致を図るためイベント等を 開催しようとしたとき

★内容

新規に観光客の誘致を図るイベント等の開催経費に対し補助します

■助成額等

対象経費の90%以下で、1団体50万円(上限)× 10団体

【がけ地近接等危険住宅移転事業】

55 がけ地近接等危険住宅移転 事業補助金

担当課 建設水道課

(72-2313)

◆こんなとき

がけ崩れなど危険がある区域内にある既存の住宅を除去し、安全な場所へ移転するとき

★内容

危険住宅の除去や危険住宅に代わる住宅の建設及び改修に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、借入金の利子相当額を補助します

■助成額等

1.除去費(上限:975千円)

2.建物助成費(上限:4,210千円) ※2. については、借入金の利子相当額

【商工振興に関する補助金】

52 弟子入り支援事業

(伝統工芸後継者育成支援)

担当課 農**林観光**課 (72-2313)

◆こんなとき

伝統的工芸技術習得のため弟子入りしたとき

★内容

賃貸家賃の一部(80%)を補助します

■助成額等

毎月3万円を上限

【観光振興に関する補助金】

54 イベント拡充事業

担当課

農林観光課 (72-2313)

◆こんなとき

村から補助を受けているイベントにおいて新たな取り 組みで観光客誘致を図ろうとしたとき

★内容

既設イベント事業への新たなプロモーション拡充部分 に対し補助します

■助成額等

1団体15万円(上限)×8団体

【道路に関する補助金】

56 道路基盤整備事業補助金 (村道・里道・農道生コン原材料支給)

担当課 建設水道課

◆こんなとき (72-2313)

村道・里道・農道を受益者で舗装するとき

★内容

生コン原材料費を支給します

■助成額等

- 村道の場合原材料費の100分の100 (受益者3戸以上、20㎡まで、幅員1.2m以上)
- ・里道・農道の場合原材料費の100分の85 (受益者2戸以上、15㎡まで、幅員1.2m以上)

【防災に関する補助金】

57 里山生活空間保全·地域防 災事業補助金

担当課 建設水道課 (72-2313)

◆こんなとき

家屋の安全確保のため、宅地周辺に隣接する支障木の 伐採又は危険土砂を除去するとき

★内容

支障木の伐採・集積、土砂除去に係る費用の一部を補助します

■助成額等

補助対象経費の70%以内で35万円を上限

【災害対策に関する補助金】

50 小規模治山事業補助金

担当課

建設水道課(災害対 策室) (72-8011)

◆こんなとき

山地災害が発生した箇所で、これを放置すると宅地に 被害を及ぼす恐れがあるとき

★内容

土工、法面工、擁壁工、山腹工、渓間工などの費用の 一部を助成します

■助成額等

補助対象経費の75%以内で225万円を上限

【災害対策に関する補助金】

61 ポンプ購入費補助金

担当課

建設水道課(災害 対策室)(72-8013)

◆こんなとき

平成29・30年、令和元・2年で被災した農業者が、 用水確保の為にポンプを購入するとき

★内容

用水確保のために、購入するポンプ購入経費の一部を 補助します

■助成額等

ポンプ購入経費の50%以内で5万円を上限

【防災に関する補助金】

58 ブロック塀等撤去費補助金

担当課 総務課 (72-2311)

◆こんなとき

地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の撤去を行うとき

★内容

地震によりブロック塀の倒壊による被害防止や避難経路の確保のため、ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します

■助成額等

1 敷地あたり補助対象工事に要する経費の50%又は12万円のいずれか低い額

【災害対策に関する補助金】

60 農地自力復旧事業補助金

担当課

建設水道課(災害対 策室) (72-8013)

◆こんなとき

平成29・30年、令和元・2年で被災した農業者が 被災農地を自らが復旧するとき

★内容

復旧する費経費に対し一部を補助します

■助成額等

5万円以上の事業費の80%以内で40万円を上限

※補助金を受けるためには、 申請や登録が必要です。また、 受付期間のあるものや期間内 であっても早期に終了する場 合があります。お気軽に各事 業の担当課までご相談くださ い。

62 農地・農業用施設災害復旧関連補助事業

平成29・30年、令和元・2年の豪雨により被災した箇所の自主的な復旧についての補助事業です。

※まずは事前に役場災害対策室(農地・施設災害復旧対策班)までご相談下さい。

お問い合わせ先:役場災害対策室(農地・施設災害復旧対策班) ☎:72-8013

62-1 農業用水関連自力復旧補助

◆こんなとき

平成 29・30 年、令和元・2 年の豪雨により被災した個人で整備した用水関連施設について、施設の機能回復のため自力で復旧するとき

◆内容

個人で整備した用水関連施設の災害について、施設の機能回復のため自力で復旧する費用を補助します

◆助成額等

補助対象経費の80% (補助金上限額40万円)

62-2 共同利用施設災害(鳥獣侵入防止柵【金網フェンス】) 自力復旧事業

◆こんなとき

平成 29・30 年、令和元・2 年の豪雨により被災した、国の補助を受け村が整備した金網フェンスの 復旧を、農業者団体の負担により工事を行うとき

◆内容

村が整備した金網フェンスの復旧を農業者団体の負担により工事を行うものに対し、村が補助します

◆助成額等

補助対象経費の80%を助成。ただし、工事費5万円以上です (補助金上限額40万円)

※ 新規に設置するものや個人が設置したのり網・トタン・ワイヤーメッシュ等は対象外となります

62-3 農地復旧関連横断工作物復旧事業(渡河構造物)

◆こんなとき

平成 29・30 年、令和元・2 年の豪雨により被災した、国庫補助対象にならない個人もしくは受益団体が共同で整備した渡河構造物(農地へ渡るための橋等)を復旧するとき

◆内容

国庫の補助対象にならない個人もしくは受益者団体が共同で整備した渡河構造物(農地へ渡るための橋等)を復旧するために必要な費用を補助するのです

◆助成額等

補助対象経費の75%を助成します(補助金上限額225万円)

62 - 4

農業用施設災害復旧事業(仮工事)

◆こんなとき

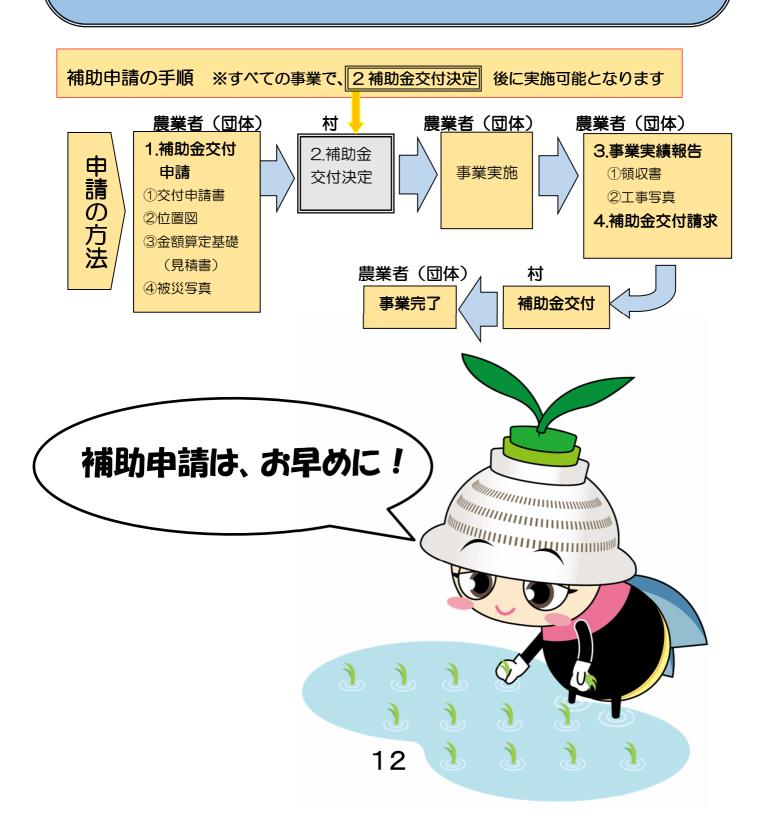
平成29・30年、令和元・2年の豪雨により被災した農業用施設を、2戸以上の施設関係者で仮工事をおこなうとき

◆内容

2戸以上の施設関係者で、用水路の土砂撤去、ポンプ設置、堰、農道等の仮設工事をするために必要な費用を補助するものです

◆助成額等

補助対象経費の100%を助成します(補助金上限額 原則100万円 ※事前協議 必須) ※仮工事とは、国庫補助工事の遅延により、緊急的に行う仮設工事のこと



令和3年度 地区担当職員名簿

一一一个和3年度 地区担当職員名傳	
担当職員氏名	
◎城 辰也(企画政策課)金光健二・熊谷貴範	
◎岩橋俊典(議会事務局)森山敦史・福島彰隆・籾井紀彦	
◎国松直美(保健福祉課)小林純一・阿波正治	Alli
◎和田 勲(企画政策課)井手絵美・小島祥二・手嶋幸恵	
◎野寄和秀(総務課)鳥居翔平・内野嗣昭・梶原真有子	
◎室井紀代子(教育課)井上大祐・宮﨑直美・聖川春希	
◎梶原孝司(農林観光課)和田貴弘・井上美由紀・前村浩二郎	(11)
◎前田光輝(建設水道課)泉 健人・熊谷英一郎・伊藤正一	
◎室井英信(住民税務課)室井佑介・和田紗弥伽	
◎金田剛紀(建設水道課) 眞田しのぶ・井上佳恵	
◎古賀英彦(建設水道課)杉野秀行・高木奈々・酒井圭介	
◎坂本浩志(総務課)井上秀子・橋内有紀	
◎矢野正己(保健福祉課)岩橋ルミ・岩下玲礼	
◎岩橋一成(農林観光課)田中葉子・伊藤槙悟・金井達哉	
◎樋口修一(建設水道課災害対策室) 伊藤勝枝・池田啓譲	
	担当職員氏名 ③城 辰也(企画政策課) 金光健二・熊谷貴範 ③岩橋俊典(議会事務局) 森山敦史・福島彰隆・籾井紀彦 ③国松直美(保健福祉課) 小林純一・阿波正治 ③和田 勲(企画政策課) 井手絵美・小島祥二・手嶋幸恵 ③野寄和秀(総務課) 鳥居翔平・内野嗣昭・梶原真有子 ③室井紀代子(教育課) 井上大祐・宮崎直美・聖川春希 ③梶原孝司(農林観光課) 和田貴弘・井上美由紀・前村浩二郎 ③前田光輝(建設水道課) 泉 健人・熊谷英一郎・伊藤正一 ③室井英信(住民税務課) 室井佑介・和田紗弥伽 ③金田剛紀(建設水道課) 「室井大佳恵 ③古賀英彦(建設水道課) 杉野秀行・高木奈々・酒井圭介 ③坂本浩志(総務課) 井上秀子・橋内有紀 ③矢野正己(保健福祉課) 岩橋ルミ・岩下玲礼 ③岩橋一成(農林観光課) 田中葉子・伊藤槙悟・金井達哉 ③樋口修一(建設水道課災害対策室)

- ※ ◎氏名は、地区担当の代表です。
- ※ 当該配置職員は地域協働支援員として、地域と行政とのパイプ役として地域支援・調整活動を行い地域住民と一緒になって「協働によるむらづくり」を推進します。

令和3年度も補助金を上手に活用して、 地域を活性化しよう!

【無料法律相談のお知らせ】

甘木・朝倉広域圏では、無料法律相談を実施しています。

■相談方法

相談 日:予約の際に、担当弁護士から指定されます。

相談場所:日野総合法律事務所、松本・永野法律事務所、奔流法律事務所 相談手順:①東峰村(総務課)又は甘木・朝倉広域圏の受付窓口に申し込む

②無料法律相談紹介カード(以下「受付カード」という。)が交付されます

③相談者が担当弁護士を選択し、予約を入れ相談(相談時に受付カードを渡す。)

相談料金:無料(但し、朝倉市・東峰村・筑前町に住所を有する人に限る。)



★担当弁護士★連絡先

- 弁護士法人日野総合法律事務所 (電話)0946-21-2624〒838-0068 朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所 3F
- ・弁護士法人松本・永野法律事務所 (電話)0946-23-9090 〒838-0068 朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所 3 F
- ・弁護士法人奔流 (電話) 0 9 4 6 2 3 9 9 3 3 〒838-0068 朝倉市甘木 1193-1

【問い合わせ先】

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 (電話) 0946-22-2038 〒838-0068 朝倉市甘木873-3





東峰村の補助金一覧

令和3年4月発行 東峰村役場 総務課 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425 http://vill.toho-info.com